

新型コロナウイルス感染症 感染症法上の位置づけ変更に伴う入院一時金の取扱いについて （「みなし入院」の終了のご案内）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として入院一時金のお支払い対象とする取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症における入院一時金の取扱い範囲

■2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ・2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊療養・自宅療養をされた場合、入院一時金のお支払い対象外となります（「みなし入院」の取扱い終了）。
- ・ただし、当社約款に定める「入院」の定義に該当する場合には、引き続き入院一時金のお支払い対象となります。

■2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ・みなし入院のお支払い対象につきましては、2022年9月26日以降とその以前でお支払い対象が変更となっておりますので、以下をご確認ください。

陽性診断日	入院された場合 (約款における取扱い)	宿泊療養・自宅療養をされた場合（みなし入院）	
		重症化リスクの高い方*	左記以外の方
2022年9月25日以前	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

* 「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方」「妊婦の方」です。

約款上の「入院」の定義

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023 年 5 月 7 日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年 9 月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。同年 10 月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

3. 「みなし入院」取扱い開始から取扱い終了までの経緯

新型コロナウイルス感染症と診断された方には、病院に入院する必要があったにもかかわらず、病院の病床不足等の事情により、入院ができない場合が発生しました。その結果、当社では宿泊や自宅療養を入院一時金のお支払い対象とする対応（「みなし入院」による入院一時金のお支払い）を時限的な措置として行いました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加するなか、重症化する方の割合が低くなり、軽症や無症状の方が多くなったことから、政府は発生届の範囲を重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。当社もこれに従い、2022 年 9 月 26 日以降の「みなし入院」による入院一時金のお支払い対象を重症化リスクの高い方に限定し、社会情勢や政府の措置に沿った対応を行ってまいりました。

2023 年 1 月 27 日付の新型コロナウイルス対策本部決定により、政府は、オミクロン株とは病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年 5 月 8 日をもって、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとして、「5 類感染症」に位置づけることを決定しました。これに伴い、新型コロナウイルス感染者は入院勧告・措置の対象ではなくなることから、2023 年 5 月 8 日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

※上記の内容については、2023 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、予定どおり感染症法上の位置づけ変更を行うことの政府による最終確認をもって確定いたします。内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。

以上